（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） ２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ・ロ　（略） ハ　イ(1)、(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　次のいずれかを満たす事業主であること。 (i)　（略） (ii)　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十二に基づく事業適応計画（情報技術適応）の認定を受けていること。 (iii)・(iv)　（略） ニ～ヘ　（略） 二　（略） ３～６　（略）	**附　則** （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） ２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ・ロ　（略） ハ　イ(1)、(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　次のいずれかを満たす事業主であること。 (i)　（略） (ii)　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十五に基づく事業適応計画（情報技術適応）の認定を受けていること。 (iii)・(iv)　（略） ニ～ヘ　（略） 二　（略） ３～６　（略）

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第五十一号

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「十五」を「十」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十二号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項第一号ハ及びニの規定に基づき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十三項第二号中「十五」を「十」に改める。

様式第六の二の（別紙３）の１②中「15」を「10」に改める。

様式第六の三の（別紙１）の１②中「15」を「10」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にされた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、なお従前の例による。

３　この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第五十三号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第五項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「十五」を「十」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）に記載されている純資産の額が一定の額以上であることその他の要件については、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十四号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第三項第三号ハの規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

経済産業大臣　**齋藤　健**

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項の規定により承認の申請がされた同項の地域経済牽引事業計画であってこの省令の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項の規定により承認の申請がされた同項の地域経済牽引事業計画であってこの省令の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。